

## VI-2 保育

### 1. 日本の保育

日本では、①自治体に認可された保育所(親や保護者が仕事等で保育ができないと行政が認定した乳幼児を対象)、②認可されていないが自主的に運営されている保育施設と、③民間業者が運営している保育サービスがあります。

認可された保育所には公立と私立があります。早朝や夜間遅くまたは泊りや日曜・祝日の保育は一般にありません。

申し込みは、原則として自分の住んでいる各市区町村に対して行い、原則その区域内にある保育所に入所できます。申込方法や時期、保育料等については、市区町村の保育担当課に問い合わせして下さい。

また、教育と保育の両方を提供する、認定こども園もあります。保護者が働いているか、どうかに関わらず、利用できます。0歳から就学前の子どもが対象です。各園または市区町村の保育担当課に問い合わせして下さい。

### 2. 民間のサービス

民間事業者が運営しているものには様々なものがあり、子どもを持つ保護者の有志が運営しているものや民間企業が経営しているものなどがあります。夜間、休日の保育や自宅へのベビーシッターの派遣をしてくれるところもあります。申し込みはそれぞれの事業者に対し行うことになります。自分の住んでいる市町村以外の事業者にも、申し込むことができます。これらのサービスについては各事業者に問い合わせして下さい。

### 3. ファミリーサポートセンター

市区町村により、ファミリーサポートセンター事業を行っているところがあります。会員同士がお互い助け合っ、幼稚園や保育所の開始前や終了後に子どもを預かったり、保育施設に子どもを送り迎えしたり、保護者が急用の時に、少しの間子どもを預かる事業です。くわしくは、市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)

### 4. 幼児教育・保育の無償化

2019年10月より幼稚園、保育所、認定こども園などを利用する3歳から5歳児クラスの子ども、住民税非課税世帯の0歳から2歳児クラスまでの子どもの利用料が無料になりました。幼稚園については、月額上限25,700円です。通園送迎費、食材料費、行事費などは、これまでどおり保護者の負担になります(例外あり)。詳しくは、お住まいの市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)

### 5. 児童手当制度

児童手当は、15歳を迎えた後の最初の3月31日までの間にある(中学校修了前の)児童を養育している方に支給されます。ただし、所得が一定額以上の方については、児童手当は支給されず、児童ひとりにつき、月額5000円が特例支給されます。くわしくは住んでいる場所の市区町村役場に問い合わせして下さい。(付録Ⅹ-1)